

○国立大学法人宮崎大学勤務時間管理員規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成16年5月16日 平成17年3月23日
平成18年3月23日 平成19年3月22日
平成19年10月25日 平成20年3月25日
平成22年9月22日 平成23年9月22日
平成24年3月29日 平成24年6月28日
平成25年6月27日 平成25年7月25日
平成27年3月26日 平成28年3月25日
平成28年6月30日 平成29年3月31日
平成31年3月28日 令和元年12月26日
令和2年9月30日 令和3年3月31日

第1条 国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第3条に定める勤務時間、休日及び休暇等監督者（以下「監督者」という。）のもとに、出勤簿の管理その他の事務を行わせるため、勤務時間管理員を別表のとおり置く。

第2条 勤務時間管理員に事故ある場合は、当該職の係員をもって代理させるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第1条関係）

監督者	職員の範囲		勤務時間管理員	
事務局長	企画総務部		総務係長	
	財務部		総務係長	
	施設環境部		企画・経理担当係長	
	学生支援部		総務係長	
	研究国際部		総務係長	
	監査室		監査係長	
各学部長	教育学部	学部（附属学校を除く。）	教育学部担当係長	
		附属学校（附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園）	附属学校係長	
		教育学部・地域資源創成学部事務部	教育学部担当係長	
	医学部	事務部	総務課	総務係長
			管理課	管理係長
			医事課	医事係長
			医療支援課	医療支援係長
			医療人育成課	学生支援係長
	学部（事務部を除く。）		病院系人事係長	
	工学部		総務（担当）係長	
	農学部	学部（附属フィールド科学教育研究センターを除く。）	総務（担当）係長	
		附属フィールド科学教育研究センター	フィールドセンター事務係長	
	地域資源	学部	教育学部担当係長	
創成学部	教育学部・地域資源創成学部事務部			
工学教育研究部長	工学教育研究部		総務（担当）係長	
教育学研究科長	教育学研究科		教育学部担当係長	
附属図書館長	附属図書館		管理係長	

各学内共同教育研究施設長	産学・地域連携センター、フロンティア科学総合研究センター及び国際連携センター	研究国際部総務係長
	教育・学生支援センター及び多言語多文化教育研究センター	学生支援部総務係長
	産業動物防疫リサーチセンター	農学部総務(担当)係長
	I R 推進センター	企画総務部総務係長
安全衛生保健センター長	安全衛生保健センター	安全衛生保健管理係長
医学部附属病院長	医学部附属病院（卒後臨床研修センターを除く。）	病院系人事係長
	医学部附属病院卒後臨床研修センター	卒後臨床研修係長
宮崎市立田野病院長	宮崎市立田野病院	総務係長
情報基盤センター長	情報基盤センター	総務（担当）係長